

「Yahoo!BB SOHO サービス利用規約」新旧対照表

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">Yahoo!BB SOHO サービス利用規約</p> <p>第26条（会員の義務） 1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 (9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。</p> <p>(12) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為 (13) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。 (14) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。 (15) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為 (16) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。 (17) 本サービスを利用して、多数の不完了呼(会員の通信が、着信先の応答前に終了するものをいいます。以下同じとします。)を発生させる行為。 (18) 本サービスを利用して、故意に通話を保留したまま放置し、または多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える、または妨害を与えるおそれがある行為。 (19) その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p style="text-align: center;">Yahoo!BB SOHO サービス利用規約</p> <p>第26条（会員の義務） 1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 (9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。 (10)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。</p> <p>(13) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為(故意または過失に基づき誤認した場合も含みます。) (14) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損(きそん)する行為。 (15) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。 (16) 本サービスを利用して、多数の不完了呼(会員の通信が、着信先の応答前に終了するものをいいます。以下同じとします。)を発生させる行為。 (17) 本サービスあるいは本サービスのオプションサービスを利用して多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える、または妨害を与えるおそれがある行為。 (18) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。 (19) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為 (20) 本サービスを又貸しするなど、本サービスを利用する地位を第三者に譲渡または貸与する行為。 (21) 合理的必要がないにもかかわらず、通話を保留にしたまま長時間放置する行為。 (22) 接続機器のRJ11モジュージャックに、電話機等以外の機器を接続する行為または接続機器のRJ11モジュージャックに電話機等を接続する際に、電話機以外の機器を仲介させる行為</p>
<p>第38条（通知・連絡等） 2. 当社が、Webサイトへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信したときに、効力を生じるものとします。</p> <p>。</p> <p>第39条（他の電気通信事業者等との契約） 4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者等との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務(損害賠償請求権を含む)その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。</p> <p>第43条の2（通信の秘密） 5. 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。</p> <p>第55条（当社の責任の制限） 1. 当社は電話番号案内について、必ず会員が希望する電話番号等を案内することを保証するものではありません。</p>	<p>第38条（通知・連絡等） 2. 当社が、Webサイトへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信したときに、通知・連絡の効力を生じるものとします。</p> <p>第39条（他の電気通信事業者等との契約） 4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者等との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務(損害賠償請求権を含む)の行使・履行その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。</p> <p>第43条の2（通信の秘密） 5. 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の提携先等または金融機関等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。</p> <p>第55条（当社の責任の制限） 1. 当社は電話番号案内について、会員が希望する電話番号等を必ず案内することを保証するものではありません。</p> <p style="text-align: right;">第13章 電報類似サービス提供事業者への接続</p>

第 56 条を追加

第 56 条（電報類似サービス提供事業者への接続）

当社は、会員がBBフォンを使用して当社の指定する電気通信番号に発信した場合、電報類似サービスを提供するPSコミュニケーションズ株式会社（以下「PSコミュニケーションズ」といいます。）に接続します。ただし、会員が利用する接続機器の種類によっては、PSコミュニケーションズに接続できない場合があります。